

月刊 化学物質管理 オンラインセミナーレポート

本PDFは著者物のため、掲載内容を無断で複製（コピー）・転載・販売することを禁じます。

サプライチェーンを通じた化学物質管理における
NITEの情報提供とその情報の活用

月刊 化学物質管理 編集部

月刊 化学物質管理では、2026 年度も無料オンラインセミナーを開催します。今期は 2 年ぶりに、サプライチェーン管理に欠かせないサービス提供や活動を行っている三団体をお招きします。

第 1 回は「サプライチェーンを通じた化学物質管理における NITE の情報提供とその情報の活用」として、2026 年 6 月 11 日に(独)製品評価技術基盤機構 化学物質管理センター 情報基盤課の高橋氏、宇田川氏、平木氏にご講演いただきました。

NITE で提供されている「化学物質総合情報提供システム(NITE-CHIRP)」の検索手順や、「GHS 混合物分類判定ラベル/SDS 作成支援システム(NITE-Gmiccs)」の改正された JIS に対応した機能などをご説明いただきました。また、NITE-CHIRP の課題と CMP (Chemical and Circular Management Platform) とのデータ連携についても言及いただいています。

本号の巻頭では、セミナーレポートとして読者の皆さまにとって有用と思われるポイントを当日寄せられた質問への回答と合わせてご紹介いたします。また、当日回答が難しかった質問についても、追加で回答をいただきました。

なお、誌面の都合上、レポートへの掲載を見送った内容(資料)も多々ございます。セミナーで使用した資料は、弊社 HP で現在もダウンロードいただけますので、本レポートとともにご参考にしていただけましたら幸いです。

※ セミナー資料は 2026 年 6 月の講演時の情報となっております。

セミナー資料掲載ページ：

https://johokiko.co.jp/seminar_chemical/specialseminar.php

※ 一定期間経過後、予告なくページを非公開とする場合がございますが、あらかじめご了承ください。

セミナー開催日:2026 年 6 月 11 日(木) 13:00 ~ 15:00

講演：

(独)製品評価技術基盤機構 化学物質管理センター 情報基盤課 課長 高橋 和博 氏

(独)製品評価技術基盤機構 化学物質管理センター 情報基盤課 主任 宇田川 麻希 氏

(独)製品評価技術基盤機構 化学物質管理センター 情報基盤課 主任 平木 李奈 氏

※ ご所属等は講演時の情報となっております。

～セミナーレポート～

1. 国内化学物質関係の法令遵守や化学物質管理におけるNITE-CHRIPの活用 (講師: 平木氏 講義 40 分)

- NITEの化学物質管理関係情報コンテンツ

NITEの化学物質管理関係情報コンテンツ

化学物質管理に関する国内外の法規制情報、有害性等の情報提供

化審法データベース (J-CHECK)

化審法に特化し、試験データ等を含む詳細な情報を収載

化学物質総合情報提供システム (NITE-CHRIP)

国内・海外法規制情報、有害性リスク評価等の情報を収載 (約30万物質)

日ASEAN化学物質管理データベース (AJCSDB)

ASEANから提供された法規制対象物質やGHS分類結果等の情報を収載

GHSの総合的な情報提供

GHS総合情報提供サイト

- 政府実施のGHS分類結果の公表
- 英語版作成、分類結果が一目でわかるNITE統合版の公表
- GHSの理解とSDS作成支援のための情報提供と教育・学習資料等の公開

GHS混合物分類判定ラベル/SDS作成支援システム (NITE-Gmics)

化学品(混合物)のGHS分類を自動で判定し、ラベルを作成するツール
GHS分類結果をSDS様式に出力することが可能

R2FY作成、R3年4月から運用開始/SDS様式出力はR4年4月～

メールマガジン (NITEケミマガ) による化学物質管理に関する最新情報の提供

化学物質管理に関するサイトの新着情報、報道発表情報等を「NITEケミマガ」として、原則毎週木曜日に無料で配信しています。(2026年5月時点、配信登録件数: 約15,000件)

- 日本の主な化学物質管理法規制とNITE化学物質管理センターのかかわり

日本の主な化学物質管理法規制

有害性		暴露		消費者		環境経由		排出・トリカ汚染		廃棄		危機管理
		労働環境 (国内輸送)										
物理化学的 危険性		火薬類取締法 消防法 高圧ガス保安法								火薬類取締法 高圧ガス保安法		
人の健康への影響	急性毒性	毒劇法 労働安全衛生法(労働法) 農薬取締法 食品衛生法 農薬取締法 家庭用品品質表示法 建築基準法 有害物質含有家庭用品規制法										
	長期毒性											化学兵器禁止法
生活環境(動植物を含む)への影響						化学物質審査規制法(化審法) 化学物質排出把握管理促進法(化管法) 大気汚染防止法 水質汚濁防止法 土壌汚染対策法				農薬取締法 廃棄物処理法等		
オゾン層破壊性						オゾン層保護法 フロン排出抑制法						

NITE化学物質管理センターが法施行を支援しているもの

法律の内容にSDSに関する記載があるもの

上述以外でNITE-CHRIPに掲載しているもの

一部のみ

Chemical Management 2026. Aug

7

検索手順(化学物質情報から検索/法規制等から検索)

- ・ NITE-CHRIP とは

NITE-CHRIPとは

NITE-CHRIP

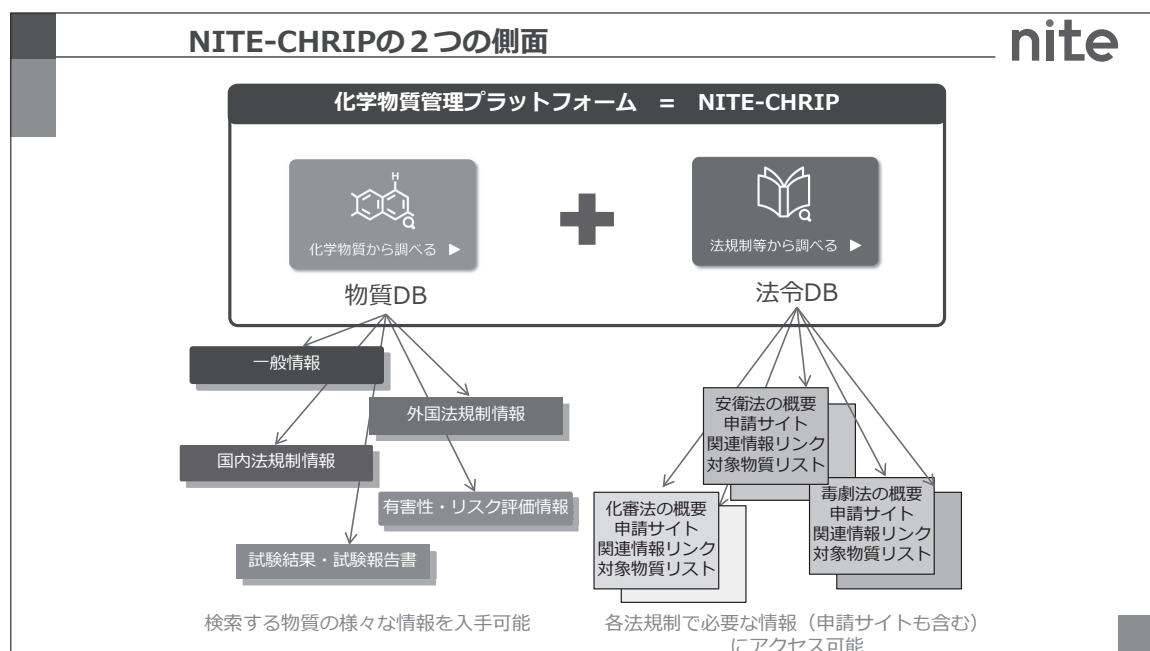
NITE 化学物質総合情報提供システム (NITE Chemical Risk Information Platform)

- いつでも、どなたでも、無料。
- 約100種の情報源、約30万物質（このうち約25万物質はCAS登録番号を掲載）の情報を収載。
- 日本語サイト、英語サイトがあり、切替え可能。
- ワイルドカードの使用やnot/or検索など豊富な検索機能があり。
- 約2か月に1度定期的に更新。

大項目	内容
一般情報	CAS登録番号 (CAS RN)、日本語名、英語名、分子式、構造式を掲載しています。
国内法規制情報	化審法、化管法、毒劇法、安衛法など国内の化学物質に関する規制法の情報を掲載しています。
外国法規制情報	海外の化学物質の規制や安全性に係る取組みに関する情報です。 危険物輸送に関する勧告 (国連番号・危険物分類)、EU、米国、中国、韓国、台湾の規制情報や、AJCSDへのリンク等を掲載しています。
有害性・リスク評価情報	国内外の機関で評価された有害性評価・リスク評価等に関する情報です。 GHS 分類結果、国内外有害性・リスク評価書、発がん性評価などを掲載しています。
試験結果・試験報告書	各種有害性試験結果、生態影響試験結果等 (主にリンク) を掲載しています。

化学物質総合情報提供システム
NITE-CHRIP
ご活用ください!

- ・ NITE-CHRIP の 2 つの検索メニュー



特集 1

化学品分野における 2028 年 HS コード改正の概要

FFTA コンサルティング 代表
古川 広 (ふるかわ ひろし)

はじめに

HS コード¹⁾(HS code:「HS」又は「HS 番号」とも言う)は、HS 品目表に記載された商品のカテゴリーに付けられた番号のことである。HS 品目表は世界税関機構(WCO)²⁾が作成した国際的な商品分類表で、「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約(International Convention on the Harmonized Commodity Description and Coding System:HS 条約)」の附属書である。

HS 条約は 1988 年に発効した。HS 品目表は現在 200 以上の国・地域で採用されており、世界貿易の 98 % 以上をカバーしている(締約国は 162 か国、1 経済同盟(EU):2025 年 7 月 30 日現在²⁾)。

この条約により、各締約国は HS 品目表を用いて、関税率表及び貿易統計品目表を作成することを義務付けられている。従って、HS コードは、各国で輸出入申告を行う際に必ず必要となるコードであり、又、HS コードを用いて各国の貿易統計から、商品の国際貿易の実態を調査することができる。

新商品の普及や時代の変化による貿易構造の変化、

国際社会からの要請に合わせて 5 年に 1 回程度の頻度で HS 品目表の改正を行っている。次回改正は 2028 年 1 月 1 日からの施行を予定している。

WCO では、ロッテルダム条約事務局やバーゼル条約事務局等と連携して規制化学物質の国際貿易のモニタリングの強化、税関等による取締りの実効性の確保を図っている。本稿においては、このことを踏まえ、化学品分野における今回の HS 改正の概要を述べることにしたい。

1. HS2028 改正のあらまし

現在の HS コードは 2022 年に改正された 2022 年版である。今回の改正はコロナウイルスのパンデミックもあり、6 年の間隔をおいて実施され、2028 年版の HS コードとなる(以下「HS2028」と言う)。

1.1 HS2028 改正の要点

HS2028 においては、貿易パターンの変化、技術の発展、特定品目の国際貿易のモニタリングの必要性、そしてロッテルダム条約、麻薬 3 条約、バーゼル条約

等の各種の国際的な規制及び政策目標を支援するために 299 の項目の改正を行っている。

HS2028 は、1,229 の項(HSコード 4 桁)と 5,852 の号(HSコード 6 桁)からなる品目表で、HS2022 と比較して、6 つの新しい項と 428 の新しい号が挿入され、5 つの項と 172 の号が削除された²⁾。

1.2 主要改正項目

主たる改正項目は以下の通りである。

- ① 国際的に貿易が規制されている物品の貿易モニタリング及び規制の実効性の確保
- ② 公衆衛生分野の貿易モニタリング機能の強化
- ③ 栄養補助食品の分類の明確化(第 21.07 項の新設)
- ④ 魚介類の細分の変更
- ⑤ 国連食糧農業機関(FAO)の要請による木材の細分の追加
- ⑥ 貿易構造の変化に伴う細分の追加
ロボット掃除機、電動歯ブラシ、太陽光発電式携帯用電気ランプ、電動自転車、電動キックスケーター等

本稿では化学品に関係する上記①～③について説明を行うこととしたい。

2. HSコードの体系

HS2028 の改正内容を説明する前に、HSコードの体系について簡単に整理しておきたい。詳しくは拙稿を参照されたい¹⁾。

HS品目表は部、類、節、項、号の順に細分化していく構成になっている。HS条約で規定されているのは号(6 桁のコード)までとなっている。

2.1 部(Sections)

HS品目表は商品のカテゴリー毎に 21 の「部」に大きく分かれている。化学品は、主として次の 3 部に分類されている。

- ① 第 5 部(鉱物性生産品:第 25 類～第 27 類)
- ② 第 6 部(化学工業(類似の工業を含む)の生産品:第 28 類～第 38 類)
- ③ 第 7 部(プラスチック及びゴム並びにこれらの製品:第 39 類及び第 40 類)

2.2 類(Chapters)

部の下に第 1 類から第 97 類までの 96 の「類」がある(第 77 類は欠番)。HSコードの上 2 桁の番号が対応する。

2.3 項(Headings)

類の下に 4 桁の番号が附された「項」がある。この 4 桁の番号が HSコードを決定する際の基本的な単位であり、まず項の決定を行った後、類及び号を決定する。

2.4 号(Sub-Headings)

項の下に 6 桁の番号が附された「号」がある。この号までが HS条約上の番号となる。

各国は号の下に自由に国内細分を設けることができる。我が国では更に 3 桁の輸出及び輸入の統計細分を設けている。

2.5 HSコードの事例

図表 1 にグルタミン酸ソーダの HSコードの事例を示す。

特集 2

中国における食品接触材料規制の 枠組みと新規物質の申請要件

Dr. Knoell Consult Shanghai Co., Ltd.

Regulatory Affair Manager

Food and Food Contact Materials Division

Liu Hui (リウ フィ)

翻訳:Knoell Japan(株)

食品接触材料(FCM: Food Contact Materials)は、食品の生産、加工、貯蔵、販売のあらゆる場面で使われている。食品と直接または間接的に接触する食品接触材料は、接触中にその成分が食品へ移行することを避けられず、これが食品の安全性、ひいては人々の健康に影響をおよぼす。したがって、食品接触材料を厳格に管理することが極めて重要である。

中国食品安全法のもと、中国は食品器具や包装に使われる物質の管理に「ポジティブリスト制度」を採用している。これは中国において食品接触材料の製造に使用されている物質が既存のポジティブリストに収載されていると同時に、課された条件事項を満たしているということを意味する。リストに収載されていない物質、または承認された条件の範囲を超えて使用される物質については、新規物質としての承認申請が必要で、この承認が取れない限り、中国では、その物質を食品接触材料の製造に使用することができない。

1. 規制当局

中国における食品接触材料および食品接触製品(FCA: Food Contact Articles)の安全管理は「食品安全法」に基づいて行われており、リスク評価が、国の食品安全基準を策定する上での基礎となっている。「食品安全法」において、「食品関連製品」とは主に食品接触材料および食品接触製品、洗剤、消毒剤などを指す。その中でも、食品接触材料および食品接触製品は食品関連製品の中核をなすものであり、通常の使用条件下で食品や食品添加物と接触する、あるいは接触する可能性がある材料や製品、またはその成分が食品に移行する可能性がある材料および製品を指す。

国家衛生健康委員会(NHC:National Health Commission)は、食品接触材料のリスク評価および国家食品安全基準の策定および公布を担当している。実際の個々の技術管理業務は、中国国家食品安全リスク評価センター(CFSA:China National Center for Food Safety Risk Assessment)に委託されている。

2. 食品接触材料に関する規制の枠組みと原材料管理のモデル

食品安全法の要件に基づき、中国では、国の食品安全基準として、原材料から完成品までを網羅する包括的な体系を構築している。強制力を持つこの基準は(義務的なものであり)、一般基準、適正製造規範(GMP:Good Manufacturing Practice)基準、製品基準、および試験基準の4つのカテゴリーに分類される。

(1)一般基準

食品安全国家標準:

- 食品接触材料および製品に関する一般安全要件(GB 4806.1-2016)
- 食品接触材料および製品用添加剤使用標準(GB 9685-2016)

GB 9685 に食品接触材料としての使用が認められている添加物のポジティブリストを収載

(2)GMP基準

食品安全国家標準:

- 食品接触材料および製品製造通用衛生規範(GB 31603-2015)
- 各種食品接触材料・製品の製造工程 全体を通

じて遵守すべき基本的な衛生要件および管理方法を規定

(3)製品基準

製品標準(GB 4806.xシリーズ)は、プラスチック、ゴム、コーティング(塗料)、印刷インキ、接着剤、紙、金属など、主要な材料区分ごとの食品安全国家標準を定めるもので、特定の高分子(ポリマー)材料については、使用が認められている物質のリストの規定もある。これらの基準は、食品接触の観点から、中国の規制下で使用が認められている物質の一覧(ポジティブリスト)を提供するものである。

(4)試験基準

移行試験に関する一般標準(GB 31604.1 および GB 5009.156)のほか、製品標準(GB 4806.xシリーズ)で規定された安全指標に対応する、個別の試験方法の標準(GB 31604.xシリーズ)が含まれる。

管理モデルに関しては、中国は食品接触材料に許容される物質について、主にポリマーに焦点を当て、特定のモノマーや原料物質を補完的に扱うアプローチを採用している。製品標準には、許可されたポリマーのリストが規定されており、使用範囲、最大使用量、残留モノマー含有量、移行限度などについて制限を設けることで、その安全リスクが管理されている。





日本発の「SPC 認証プログラム」とは何か

—再生プラスチックに関する認証プログラムが目指す循環型社会の実現—

(一社)サステナブル経営推進機構(SuMPO)

SX戦略事業部 統括室・事業開発室 室長代理/副主任研究員

戸田 寛明(とだ ひろあき)

はじめに

プラスチック資源循環の推進は、国内外において重要な政策課題となっている。欧州ではエコデザイン規則(ESPR)や使用済自動車規則案(ELV)をはじめとするサーキュラーエコノミー関連制度の整備が進められており、我が国においても「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(プラスチック資源循環促進法)」や「資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)」等により再生資源利用と市場拡大が本格化し始めている。

こうした背景の下で開発されたのが、再生プラスチックのマテリアルリサイクルプロセスを対象とした第三者認証制度である「SPC 認証プログラム(Sustainable Plastics Certification)」だ。本プログラムの特色は、日本の再生プラスチック産業の競争力向上と市場の信頼性向上を目的としている点にある。再生プラスチックの利用拡大に不可欠とされている「需要創出」だけでなく、その品質、安全性、安定供給及びトレーサビリティに対する信頼を確立することで、サーキュラーエコノミーを実現する、日本発の認証制度である。

1. 再生プラスチック利用で第三者認証が求められる背景

1.1 再生プラスチック利用拡大における課題

近年、飲料、日用品、自動車、電機メーカーなど幅広い業界の企業が、再生プラスチック利用目標を掲げている。その一方で、需要者側には、品質は安定しているか、安定的に供給されるか、有害化学物質は含まれていないか、トレーサビリティは確保されているか、といった懸念が存在する。他方、再生プラスチック製造事業者側も、高い品質管理や安定的な供給体制を構築できている企業が存在するにもかかわらず、それらの企業が市場で十分に評価されていないという課題を抱えている。その結果、国内で排出された廃棄プラスチック 911 万トンの内 67%は熱回収され、マテリアルリサイクルに回る 180 万トンの 62%はプラ屑や再生原料として輸出されてしまい、マテリアルリサイクルされ国内で循環利用されているプラスチックはわずか 66 万トンにとどまっているのが日本の現状である。

月刊

化学物質 管理

Vol.11
2026.8~2027.7

月刊：毎月1回発行
年12冊(年間購読)
体裁：A4 モノクロ
頁数：70-100頁
(号により変動)
価格：冊子版のみ 55,000円
(税込(消費税10%))
(年間購読：12冊)
I S S N : 2424-1180

- ★「冊子版のみ」の他に
「電子版のみ」、「冊子+電子版」の形態も
ご準備しております。
- ★月1回のメールマガジン配信中！
化学物質管理に関する情報をお届けします！
- ★ホームページではコラム等も更新中♪
ぜひご覧ください。

詳細はホームページをご確認ください。
<https://johokiko.co.jp/chemmaga/>

Concept

海外を中心に、必要な化学物質規制や関連情報を、
「タイムリーに」「分かりやすく」「つっこんだ内容」で提供する

主な読者ターゲット

企業の含有化学物質／環境規制担当者、
RC担当者、安全衛生責任者、開発研究者、
その他実務担当者

刊行の狙い

「国内、世界の化学物質規制が年々強化されている」
「海外を中心に、多数の関連規制をタイムリーに把握／対応する
のに苦慮している」
「後手に回っている化学物質管理を自社の強みに変えたい」
⇒多々寄せられるこのような声に応えるべく、形式にとらわれ
ず、タイムリーで必要性の高い情報を提供できる「雑誌」とい
う媒体での情報提供を企画。月刊誌。

充実の ラインナップ

特集テーマ

- ・REACH, RoHS, CLP 規則
最新動向
- ・米国 TSCA・HCS・州法
- ・中国の環境・化学物質規制
- ・東南アジアの化学物質規制
- ・化審法、安衛法、毒劇法等
国内法規制
- ・各国の GHS 対応
- ・危険物輸送動向
- ・世界の新規化学物質届出
- ・情報伝達ツール
など喫緊の課題の動向・対応策

本誌の構成

- ・インタビュー ～キーマンに聞く
- ・特集記事 ～国内外の規制動向
- ・各社の化学物質管理
- ・コラム
- ・ニュースレター
- ・質問箱 など

キーマンへの インタビュー

経産省や環境省など
関連官庁をはじめ
工業会、大手企業など
業界のキーマンに聞く！

法令改正や法令対応、
化学物質管理に関する
取り組みなどを掲載

発行 株式会社 情報機構